

新型コロナウイルスの影響を受けた方への主な支援情報一覧(令和3年1月22日現在)

	支援内容	問合せ
個人向け	収入が減ってしまった、支払いなどに困っている方へ 緊急小口資金・総合支援資金(生活費の貸し付け) 休業や失業などにより、生活資金でお悩みの方に対して、必要な生活費用などの貸し付けを行います。	市社会福祉協議会 ☎981・8750
	住居確保給付金(家賃) 休業などに伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を失う恐れが生じている方に対して、一定期間家賃相当額を支給します。	地域福祉課 ☎982・9602
	県営住宅の提供 住居の確保が困難となった方に対して、県営住宅の一時提供を行います。	県住宅課 ☎048・830・5564
	納税猶予・減免(税・社会保険料) 申請により納税猶予や減免が認められる場合がありますので、ご相談ください。 ①市税全般(国保税含む)の納税猶予のご相談(事業主向けもあり) ②国保税や国民年金保険料の減免、後期高齢者医療保険料の減免などのご相談 ③介護保険料の納付猶予や減免のご相談 ④国税(所得税など)の納税猶予などのご相談(事業主向けもあり)	①収納課 ☎982・5113 ②国保年金課 ☎982・9538 ③長寿支援課 ☎982・5119 ④越谷税務署 ☎048・965・8111
	電気・ガス料金の猶予 電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、契約している電気・ガス事業者にご相談ください。	各契約事業者
	傷病手当金 勤務先から給与などの支給を受けている方が、感染または感染が疑われたことにより、仕事を休み、給与などの支払いを受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。	ご加入の健康保険の保険者、市国民健康保険ご加入の方は国保年金課 ☎982・5116
	休業手当 会社に責任のある理由で、労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当(平均賃金の6割以上)を支払う必要があります。	各雇用先の事業主
	子どもがいるご家庭へ	
	ひとり親世帯臨時特別給付金 児童扶養手当を受給するひとり親世帯などに対して、基本給付(1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円)および追加給付(1世帯5万円)を支給します。	子育て支援課 ☎982・9529
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 母子、父子家庭および寡婦(寡夫)の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金を県がお貸しする制度です。	東部中央福祉事務所 ☎048・737・2359
	その他	
	生活困窮者自立相談支援事業 生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しています。	
	生活保護制度 現に生活に困っている方に対して、最低限の生活の保障と、自立を助けるため、程度に応じて生活費、住居などの必要な保護を実施しています。	地域福祉課 ☎982・9602
事業主向け	経営が厳しい、従業員への負担を減らしたい	
	実質無利子・無担保融資 事業が悪化した個人事業主などに対し、無担保・無利子で融資を行います。	中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570・783183
	県中小企業・個人事業主等家賃支援金(賃借人・テナント向け) 家賃支援給付金の給付を受け、売り上げが一定割合減少したテナント事業者(中小企業・個人事業主など)に対して支援金を支給します。	県中小企業等家賃支援相談窓口 ☎0570・000・678
	雇用調整助成金(特例措置) 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。	
	小学校休業など対応助成金 小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話が必要となった労働者(保護者)に対して、有給の休暇を取得させた事業主に助成します。	学校など休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
	小学校休業など対応支援金(個人で仕事をする方向け) 小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話が必要となった、委託を受けて個人で仕事をする方(保護者)に対し、就業できなかった日について支援します。	
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(個人事業主を含む) 小学校などの臨時休業などで、保護者が仕事を休んだり、放課後児童クラブなども利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助します。	全国保育サービス協会 info@acsa.jp	

※問合せ先によっては、田口窓は対応していない場合や、つながりにくい場合があります。
 ※支援内容によっては、受付期間が存在する場合や、対象とならない場合があります。
 ※その他、新型コロナウイルスに関する相談窓口は18ページに掲載しています。